

# 松山分水問題などについての 出前講座を実施しています

市では、松山分水問題、水利権、黒瀬ダム<sup>（黒瀬川に建設されたダム）</sup>の歴史などについて、多くの市民の皆さまに正確な情報を提供し、関心を持っていただくため、各種団体を対象に出前講座を実施しています。出前講座を希望される団体の方は、環境課へお申し込みください。

なお、今回の紙面では、出前講座で説明を行っている水利権や黒瀬ダムの歴史についてお知らせします。

## 水利権とは？

市内での水争いの記録は、多かれ少なかれ、どこの地区にも残っています。

何百年にも及ぶ水争いを通して、さまざまな約束事があったり、証文が交わされたりして、村々の農業をめぐる水利秩序が出来上がっていきました。水利権はそれらの歴史が基となっているようです。

現在では河川の水を取水しようとする者（利水者）に対して、河川管理者が水利権の許可を付与し、円滑、円満な水利秩序を維持、確保するため、いろいろな取り決めがされています。

水利権とは非常に強い権利で、新たに水利権を取得しようとする者は、先に水利権を取得している者の水利使用に支障をきたさないようにしなければ、新たな水利権は取得できません。

水利権を大きく分けると、「慣行水利権」と「許可水利権」の二つがあります。

市内には国が管理する一級河川はありませんが、県が管理する二級河川が53河川、市

が管理する普通河川が13河川あり、二級河川には慣行水利権や許可水利権が設定されています。

### ■慣行水利権とは

1896（明治29）年に河川法が制定される以前から取水していた事実によって、水の使用が認められた権利です。1964（昭和39）年に新たに制定された河川法（現行）においても、許可を受けたものとみなされています。

### ■許可水利権とは

河川法第23条の規定に基づいて、国（国土交通省）で定める河川管理者の許可を受けて河川の流水を占有する権利です。

## 地下水の水利権は？

水利権は河川法上の「河川の流水を使用する権利」に限定されており、地下水は水利権の対象にはなりません。

民法第207条では、土地の所有権は法令の制限内において、その土地の上下に及ぶとされており、地下水は財産権の一種で、私水として捉えられています。

しかし、地下水には流れがあり、土地の所有者だけでは

地下水の保全が図れないことから、川の表流水と同じように公水として取り扱うべきであると考え、市では「地下水保全条例」を制定し、地下水の保全に取り組んでいます。

## 黒瀬ダムの歴史

黒瀬ダムは国が進めた工業都市計画に基づいて、1939（昭和14）年に建設計画が策定されました。翌年には県の予算が計上され、建設に向けて調査を開始しましたが、1941（昭和16）年に第二次世界大戦が始まったため、ダム建設計画は頓挫してしまいました。

戦後、日本は高度成長期を迎え、1961（昭和36）年に黒瀬ダム建設計画が再浮上し、1964（昭和39）年には東予地方一帯が新産業都市の指定を受け、ダム工事は同年に着工し、1973（昭和48）年に完成しました。その後、配水管の布設工事を行い、1984（昭和59）年から一部給水を開始しました。当時の需要見込量は、西条

地区が日量12万9千立方メートル、新居浜地区が日量10万立方メートルでした。現在は両地区で日量約5万6千立方メートル（計画給水量約25%）が使われています。水は使い捨ての時代から再利用の時代へと変化してきたため工業用水の需要が伸び悩み、西条工業用水は非常に厳しい経営が続いています。

## 工業用水の赤字解消策

西条工業用水では、経営改善を図るために多くの取り組みを行ってきました。しかし抜本的な改善が見込めないため、赤字解消策として、将来需要の見込めない水量については、他用途への転用で有効活用を図りたい考えです。

2005（平成17）年8月には、愛媛県議会水資源対策特別委員会が西条工業用水の余力を7万9千立方メートルと試算したことから、県の西条工業用水利用促進と、松山市の新規水源確保の思惑が一致し、松山分水の話が持ち上がったわけです。

### ■問合せ 水資源対策調査研究会（市庁舎別館環境課内）

TEL 0897-5211382

8月末現在で、市民団体、農業団体、商工業団体などの10団体に対して出前講座を開催しています。

- 河川法や水利権の解説
- 黒瀬ダムの歴史
- 鮭川の水利紛争
- 西条工業用水の取水堰<sup>（せき）</sup>がある長瀬から下流に流れる流量と地下水位の相関関係
- 松山分水問題、3市による意見交換会の経過